

総務省 政務三役会議 議事概要

日時:平成22年9月7日(火)16:30~17:05

場所:総務大臣室

議題:○報告事項その他

- ・各府省における出先機関の事務・権限仕分け(「自己仕分け」)結果について
- ・準天頂衛星に関する政務官PT(第1回)会合の結果について
- ・出口晴三氏(元葛飾区長・東京都議)の講演・意見交換

○渡辺副大臣

それでは若干時間をオーバーしましたが、三役会議を始めます。大臣、よろしくお願いします。

○原口大臣

冒頭ですね、補佐官が官邸の方へ行かなくてはいけませんので、いわゆる出先改革、これについて各府省の自己仕分けがありました。甚だ外形的には不満の残るものであり、変革の姿勢というのは一言でいうと感じられないものでありました。これをどうするか、ということを最初にお話をし、それからこの後、出口さんに来ていただきまして、国会図書館で1年ちょっと前に調べられた、いわゆる靖国のA級戦犯合祀の有効性について、行政手続としていかがなものだったか、外務省は例の密約の話を外に出しましたけども、私たち総務省はさまざまな行政評価をつかさどる役所です。あるいは、シベリアや戦後抑留者の問題、そういったものも扱う役所として歴史を正確に踏まえて、そして、行政手続に瑕疵があったとしたら、今までのものを塗り替えなければいけません。その問題提起をわたしの方からということで、冒頭、逢坂補佐官の方からよろしくお願いいたします。

○逢坂補佐官

私から冒頭、各府省の出先機関の事務・権限仕分けについて御報告をさせていただきます。出先機関の改革については御案内のとおり、地域主権戦略大綱にのっとり、そのスケジュールどおり作業を進めています。8月中旬に各府省において自己仕分けをやっていただきました。その結果ですが、いろいろ内容に差がありますが、自治体に移譲するとされた事務・権限が、大体1割程度というような状況になっております。極めて積極性に欠ける内容でございます。しかも、それぞれの自治体に権限移譲できるとなっている内容も条件付き、例えば人員が揃うことであるとか、あるいはこういう体制ができることであるとか、そういうような状況になっていることが現実でございます。今後この500余りの事務・権限について、地域主権戦略会議に報告した後、今度は戦略会議として仕分けを行うことにしております、その際に政治主導で物事を判断していくということになろうかと思っております。12月には「アクション・プラン」を策定して、具体的な出先機関改革の手順を策定してまいりたい、ということでございます。私からは以上です。

○原口大臣

皆さん御覧になったとおりです。私たちはこの一丁目一番地の地域主権改革、これが進むかどうかによってこの国のかたちというか、日本が再興できるかどうか決まってくると思っております。もちろん、今日も閣僚懇で議論をしました。一つあるのが受皿論です。受皿論というのは旧態然たる受皿論は論外ですけれども、逆にいうと、その意欲があり、その準備が出来たところから、出先を地域に移して、こういう形、これは私たちが地域主権戦略大綱のなかでまさに言ってきたことですので、そういう形が整えばと

ということの条件付だということが閣僚の中から出ています。次回の地域主権戦略会議に臨むに当たって、こういう議論を閣僚でフルオープンにして、そして、国民の皆さんにしっかりと出先機関の改革、これ 1 割しか事務事業が移譲できないということは、今の姿がそのまま残るということです。総人件費の2割削減はおろか、二重行政のガバナンスの利かない状況もそのままになるじゃないかということに大変危機感を持っておりますので、今、逢坂補佐官がおっしゃった形で粛々と進めて行きます。決めるのは各省ではなくて総理を中心とした強いリーダーシップのところで地域主権戦略会議の中で決めていくんだということを再確認をしてこの場を閉じたいと思いますが、少し具体的にどんなものが出てきているのか、私も昨日読み込みましたけれども、まさに霞ヶ関文書の最たるもの。嫌なときにこういう文書を作りますね。でもこれ、本当に政務三役に見せて上がってきた文書なのか。こういったところを役所任せにしてるんじゃないかという、本当に私達と同志の政務三役がこんな文書を僕らのところに寄こしたんでしょうか。

○逢坂総理補佐官

基本的には、全部、政務三役のチェックを受けていると我々は聞いています。それから、厚生労働省と経産省の一部については、外部の方の意見も聞いて出しているのと伺っています。その上で政務三役の意見もということですので、今後、各省任せにしないということが非常に大きなポイントになると思います。

○原口大臣

各省が懸念している、彼らは権益を守りたいということだけではないと思いますが、むしろ善意に解釈すれば、責任ある行政をするために本当にそれでいいのかと。機関委任事務とか法定受託事務をお願いしたときも、それが万全に地域の方で本当にできたのかという、そういう疑問符も持っているのも事実なんです。一概に各省を悪者になんて話ではないです。それはそうですけれども、しかし1割というのは余りにもひどいんです。総務省は、これに先駆けて仕分けをして、そして機関を委任するためのものを作っているわけです。同じ役所でこんなに違うというのは変です。これ総理にも、議長ですから、しっかり伝えて、これが現状ですということをご認識いただけるようにレクにいきたいと思います。

○渡辺副大臣

はい、どうぞ。

○階大臣政務官

ここで質問していいですか。人数ベースでいうと1割というのは大体どれくらい。

○逢坂総理補佐官

まだそこまで入っていません。というのはまだ一律に判断できないんです。大臣には直接回答文書をご覧いただいているんですけども、本当に複雑な書き方がしてあって、人員がどうかまでは全く踏み込めておりません。

○原口大臣

ということは人員計画にも今の段階じゃ載れないと。

○逢坂総理補佐官

はい。

○階大臣政務官

はい。ありがとうございます。

○渡辺副大臣

はい。よろしいですか。はい、では戻りましたら、協議事項は無しで。

○原口大臣

私の方から、そうですね、冒頭申し上げましたけれども、改革の道筋。今回、代表選挙をやっていることによって、強いリーダーシップと変革の道筋をしっかりと示して、現実的な手順とそれから理念。変革の理念。これを国民の皆さんにしっかりとわかって頂くような、そういう代表選挙にして欲しいとずっと言ってきましたけれども、国民新党さんとの連立政権の中で、郵政の改革を地域主権の改革、あるいは行政そのものの改革、これももう待った無しですし、来年度税制に向けた改革についても今、大きなタマがいくつか出てきています。私がいくつか懸念をして、うちの財政局や税務局の方にも指示したのは、財務省とも重なる部分ですけれども、本当にその投資の環境、株を持っていると非常に厳しくて、債権を持っていると安心である。その状況がサステイナブルなのか、つまり投資をもっともっと活発にして、ジャブジャブにお金が余っていると言いますが、生きたお金の使い方がされていないこの状況はいくら地域主権改革ということで地域の創富力を強めても、そこで生み出されたお金が失業してしまえばですね、何もまた同じ元の木阿弥になってしまう。今、年末の税制改正に向けたいくつかのタマを検討するように指示をしています。もう一つは地方の環境税といったものについても、6回会議をしていただいて、小川政務官だいたいこれ、神野先生のほうで間もなく・・・

○小川大臣政務官

今週末がだいたい。

○原口大臣

できるということですので、いくつか税の骨太の柱を立てて、そして日本のやはり経済が非常に厳しい。この状況を根本から変えるための税制改正についてもですね、ご議論をさらに進めていただいて、また渡辺副大臣を中心にこれ最終の段階にきていると思いますが新しい公共の税制についても、これなかなかこの内閣になってからあまり言わなくなってきましたので、しっかりと前に進めるように主張をしておきます。以上です。

○渡辺副大臣

はい、よろしいですか。それでは報告事項で小川政務官から。

○小川大臣政務官

はい、準天頂衛星に関する政務官会合が今日第1回目ということでスタートしました。9月11日に初号期の打ち上げが種子島から行われます。この政務官会議におきましてはどのような利用方法が考えられるか。それを踏まえて2号機、3号機の打ち上げをどうするのか、この2点が大きな検討課題になります。これから具体的にご報告なり、ご相談を追ってさせていただきたいと思っております。以上です。

○渡辺副大臣

はい、よろしいでしょうか。それでは4番その他に入らせていただきますが、記者の方も。

○原口大臣

あの、オープンで。

○渡辺副大臣

はい、それでは、その他でよろしいですね。

○原口大臣

今日はありがとうございます。

○出口晴三氏

それでは失礼いただきます。

座らせていただきます。

○渡辺副大臣

じゃ、お願いします。ご自身が、はい、お願いします。

○出口晴三氏

よろしいですか。はい、ではあの発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。お手元に画面で表示させていただいたものを元にお話をさせていただきます。靖国神社の英霊の合祀について種々いろいろなお話がございます。ただ、我が国にとって、特に中国、韓国始め周辺の諸国との関係から大変今微妙な問題であることは誰もが存じ上げていることだと思えます。しかし歴史の真実がどこにあるのか。このことが意外と知られていなかったということがはっきりわかって参りました。今日お話を申し上げることはすべてここにございます国会図書館が先般発行されたものです。当時、昨年3月24日から年度末にかけて各議院の先生方の会館の事務所へそれぞれ送付をされたものでございます。残念ながらお手元に持っていらっしゃる先生が何人いらっしゃるかわかりませんが、これを読み砕いて参りました結果、この1枚のペーパーを作らせていただきました。これに基づいてちょっとご説明をさせていただきます。

英霊の合祀につきましては当然ご案内のとおり戊辰戦争から始まった明治政府の出来事でございました。特に長くなりますので戦前から戦後にかけてだけちょっとお話をさせていただきたいと思えます。

ご案内のとおり我が国の終戦記念日は8月15日と言われておりますが、実は法的には9月2日だと思えます。ミズーリ号上でのいわゆる終戦のサインが法的にはなりません。なぜ8月15日かと申しますとポツダム宣言を日本にいただいた上で、その返事を打電したのが8月14日だと伺っております。その8月14日に我が国がポツダム宣言を受諾した旨を国民に知らせるために陛下の玉音放送があったのが8月15日でございます。従ってその後ですね、8月16日に大本営が陸軍、海軍に対して停戦命令を発しております。ですから8月15日が停戦かという意味ではいろいろ種々あるわけでございますが殊更細葉に歴史の事実を調べて参りますと特に戦犯の方々の合祀問題については戦後についてちょっと申し上げますとお手元にございますとおり、実は8月15日以降も当時の海軍省、陸軍省が昭和20年の11月末で閉鎖をされることになりました。それ以前に実は英霊として合祀の手続が進んでおりま

した。ところが11月30日で閉鎖ということで11月19日の日に靖国神社で大英霊齋なるものがされておいて御霊だけをお招きするという儀式があったそうです。GHQも参列いたしております。その結果、個々にお名前を確定をしなくちゃならないということで、具体的に個々の事務作業が始まったと伺っております。当然、占領下でございますからGHQとのいろんな出来事があったと思いますが、結果としてサンフランシスコ条約の対日講和条約の締結によって独立をいたしました。その結果、昭和31年4月18日に「靖国神社合祀協力について」という厚生省の援護局からの文書が都道府県知事、また靖国神社に発せられました。その時の文書が「靖国神社合祀協力について」ということで厚生省引揚援護局長援護第3025号という文書でございますが都道府県の復員局、それから当時ございました復員連絡局、それから靖国神社宛てにこれが発せられました。ただ戦死者の霊をどう祀るかという事務手続でございますから、具体的には死亡確認をしなければなりません。今回の100歳以上の方々も同じでございますけれども、これは住民票ではございませんで、戸籍確認が必要です。戸籍は都道府県ではございませんで、基礎的自治体である、いわゆる区市町村の役場が実は持っておりますから当然厚生省から出された該当者をそれぞれ死亡確認をしていただくと、その結果、そのことの確認によって実は合祀ということがされたというふうに記録が残っております。

そこで先生方のお手元に別途資料を出させていただきましたが、この文書がですね、実は国費を持ってするというふうに書かれております。国の経費を持って靖国神社の合祀についての手続が地方自治体の協力の下でされたという経過でございます。このことが実際には昭和31年から表立って始めて参りました。ところが、34年には、ちょっとわかりにくい文書でございますが、日本国との平和条約11条云々とございます。いわゆるB・C級戦犯の方々の合祀の通達でございます。更に、日本国との平和条約第11条・あ、ごめんなさい。昭和41年2月8日にですね、靖国神社未合祀云々とございます。これはいわゆるA級戦犯といわれる方々の合祀のいわゆる厚生省からの通達でございます。そこまでは、靖国神社、そして各自治体に出されておりました。その結果、靖国神社は大変お困りになりまして、なかなか合祀ということをされませんでした。それには、事務手続でございますから、私も首長をやらせていただいた経験がございまして、予算執行にはスタートと終わりがあります。その意味ではこの場合のスタートは、名簿を確認して、当然、いろいろと協議がございました。その結果、靖国神社にお送りをする、それで靖国神社が具体的に春と秋の例大祭で本殿の中に霊璽簿というものがあるそうです。そこに名前を記載されて始めて事務事業完了というのが行政手続だろうと思います。そういうことを考えますと、41年の目安の今回のいわゆるA級戦犯と言われる方々、厚生省からはここに残っておりますとおり、12名のお名前が出されました。現実には14名、2名足されております。そのことはちょっと置きまして、その結果、当時の筑波宮司が別な社を建てて、本宮にはお祭りをされませんでした。鎮霊社という小さな社を建てて、コソボの戦死者ですとか、或いはベトナムの戦死者ですとか、そういう戦争で亡くなられた方々の霊を慰めるということで、別の社を建てたということを伺っております。ところが、結果的には昭和46年2月2日にある文書が発せられました。このことはご覧いただくと分かりますとおり、宛先がどういう訳か靖国神社が入っておりません。結果として53年の秋季例大祭で、A級戦犯の合祀がされました。後日、翌年でございますが、54年に新聞報道によって明らかになり、今日までの混乱が始まったわけでございますが、このところを考えていただきますと、46年2月2日の文書が、ここにも出させていただきますが、31年以来のものを廃止するという文書でございます。ということは、事務事業として予算をもってやったものが、根拠が無くなったと。そういう意味では、スタートと終わりという意味では、まだ、終わってない事務事業でございますので、A級戦犯の方々については、他の方もおりますが、結果的に53年にされたときには、大変失礼な文書でございますが、結果としては梯子を外されたような話ですね、法的根拠が無いということが読み取れるのではないかと。このことについては、廃止というのがどこまで有効かというのは、行政法上いろいろと議論があると思いますが、ただ、その

議論というものが今日まで行政の中でされていなかったことを実はご指摘で申し上げたいと思います。裏面で私なりの解釈をさせていただきました。戦犯の合祀についてはもちろん宗教として取り扱われておりますから、現厚生労働省を含めてこれは終わった問題ですと、宗教問題ですから我々、行政官が口を挟む問題でないという見解が今日までございました。もちろん、祀りこみをされた A 級戦犯の方々はじめ、その宗教的なものについては確かに宗教ですが、始まりが国費をもって始めた事務事業でございますから、そういう意味ではいろいろ観点を変えて見てみる必要があるのでは無いかと。例えば、行政的にはどうなのか、あるいは法律的にはどうなのか、あるいは宗教的にはどうなのか、あるいは具体的に文化として国民感情はどうなのか、あるいは諸外国から見たときはどうなのかというふうに考えてまいりますと、一言私が申し上げたいのは、行政的には確かに終わったというふうに解釈ができるんですね。ですから、厚生労働省さんは今日まで公式見解は靖国神社の宗教問題ですという言われ方をされておりますが、この国立国会図書館の文書をそれぞれ拝見いたしますと、実は色々な問題が出てまいりました。そのことを、これは先生方にお配りいただいただけならそれでよろしいのですが、インターネットで実は全部引けます。私もこの文書を作るのにあたっては、インターネットで引いて、全部プリントアウトして打ちました。この表紙だけは全然出てこないんですけど、その結果ですね、世界中の方々がこれを読めるということですね。そうしますと、かの国が盛んにおっしゃる歴視認識とはということが我々日本人が考えている歴史認識と事実をもとに考える歴史認識がイコールなのかという疑問がございます。当然、ポツダム宣言を受諾して戦争が終わったということでございますが、その前に昭和18年にカイロ宣言なるものがございます。このカイロ宣言なるものは以外と知られていないのですが、大変に強烈な文書でございます。ちょっと読ませていただきますと。日本国は第一次世界大戦含めて、日清、日露、全部戦勝国でございました。当然領地をそれぞれ得ておりました。その中で実際に同盟国の目的は日本国から1914年第一次世界大戦の開始以後における日本国が奪取し、または占領した太平洋における一切の島嶼を剥奪すること、並びに、ここからが少し問題でございます。満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取した、盗んだ一切の地域を中華民国に返還することにある。日本国はまた、暴力及び貪欲により日本国が奪取した他の一切の地域から駆逐されなければならない。前記の三大国、アメリカとイギリスと中国という意味ですが、三同盟国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、朝鮮を自由かつ独立のものにする決意を有するということに書かれているんですね。日本人としてどう考えるかは別にしまして、当時の国際認識がこういう認識であったと、そのことを我々日本人は、私戦後24年生まれでございますが、教育を受けておりませんでした。そういう意味で歴史認識を問われたときにやはり少なくとも事実が明らかになりましたので、これは国家として政府としてよくご検討していただく価値があるのではないかと。そのことによって、例えばA級戦犯と言われる方々の合祀については行政的には既に終わったことだというふうに読み解くことが可能だと思います。それからその終わった後にどうするのかという話になりますが、それはよくよくお考えいただく中でご検討いただくべき内容だと思います。ということをお願いして文書を書いておりました。お目にとまって機会をいただきましたことを大変感謝申し上げます。

こういうことを申し上げた理由は何かと申しますと、ここにございますが、昨年、熊本に参りましたら、あるお寺さんにポーランドの政府から慰問団が見えたという記事がありました。何と日露戦争の時に、当時帝政ロシアの領土でありました、ポーランドの方が参戦をされて捕虜になったそうです。熊本の収容所にお見えになって亡くなった方が日本人がお寺で埋葬をして慰霊をされていたと、そのことを現状のポーランド政府が調べて慰問団を日本に送ってこられたんですね。百年前のことです。わずか六十五年前の日本国のやり方を考えますと大変残念でなりません。そこで私なりの見解を拙い文書でございますが、色々とお願いをした結果、お目にとまっていただいて、発言の機会をいただきまして、大変有り難いと思います。まだ合祀については行政的に終わっていないと、またもう一度、そのことを

検証していただきたいと。そのことによって、観念論的な言葉ではなくて、あくまで事実に基づいたご認識をもう一度我々がすべきではないか。かと言って、私にはこれ以上はできませんので、この機会にぜひ、政府としてお考えをお取り上げていただきたいと。このことは、昨年ですね、岡山県の遺族連盟にご講演を頼まれました。それで、これを持っていくわけにはいきませんので、それを私なりにまとめたものが、ここにある拙い文章でございますが、私的ということで、これと対比しながら文章を作らせていただきました。具体的に、大変びっくりするのは、今申し上げたいいくつかのものについては、この中であらゆるものが活字化されておりますが、その部分だけが実は活字化されておられません。写植なんですね。よく見るとよく読めないんです。ということは、実は排除されたのか、困ったのか分かりませんが、ということが発覚するものとなりました。このことを基に、ご提案をさせていただきました。ぜひ、お考えいただければと思っております。

○原口大臣

ありがとうございます。私たちは政府の人間ですから、ここで歴史認識を議論したり、あるいは宗教に踏み込んだことを議論する、そのことを考えてはいません。史実に基づいて、ここにある、今、出口さんがお書きいただいた資料によると、昭和46年の2月2日、この行政的な手続きが有効であったのか、いや、無効であるとする、合祀をされているということについての史実自体が、歴史の事実と違うということになりますので、行政的な手続きとして瑕疵があったのかなかったのか、有効なのか無効なのか、そういったことについては、やはりきっちり史実に基づいて検証しなければいけないということで、今日お話を…

○出口晴三氏

もう一つだけよろしゅうございますか。葛飾区長の経験者としてお願い申し上げたいのは、この問題は国費をもってするという事務事業でございましたが、先ほど申し上げた戸籍は各市町村ですから、その点、葛飾区の区役所の戸籍が当然対応いたしました。各自治体がそれぞれ、言葉は変ですが、巻き込まれた案件です。ですからそういう意味では、自治体の今後、実はこれ続きが出ますからね、いまだに。ぜひお考えいただきたいということが、お願いの最後でございます。

○原口大臣

最初にご紹介すれば良かったんですが、出口さんは地方自治体の首長の経験がえられる。そしてその立場からも、あるいは、行政の手続きの上での議論の上でも、こうやってお話をいただいています。何が真実かというのは、ここで、短い時間で議論するという気はありませんが、いくつか、どんなふうにしてこれを扱えばいいのか、それとも、私たち政務三役、総務省の枠を超えないと無理なのか、あるいは、いやもうこれは終わったことであるから、私たちはそこについては触れないのか、また、いろんな議論をさらに進めていきたいと思いますが、国会図書館がそうやって資料を出したということは、大変大きな事実でありますので、さらに検討させていただきたいと思っております。もしこれが有効でなく、かなり無理なことをしていますよね、当時は。

○出口晴三氏

はい、そう思います。背景は、実はあの当時の言論・出版問題に原因がございます。政教分離の大論争がありました。その時期がちょうど重なります。ですから、行政としては大変ややこしい話だということで、その前の通達は全て靖国にも出ておりますが、最後の46年2月2日だけは靖国には出てないんですね。ですから、靖国神社は知らなかったということが言えるんですね。ですから、あくまでこれは

当時の社会、政治情勢が原因だと思います。もう少し落ち着いて議論をいただくべきかなと。

○原口大臣

国費をもってやるとずっとやっていたのが、政教分離ということで、これは行政が関わってはならないんじゃないかという。あの時は確か言論封殺事件というのがあって。

○出口晴三氏

言葉は差し控えますが。

○原口大臣

評論家の方の。

○出口晴三氏

藤原弘達先生の出版物をどうのこうのという議論だったかな。

○原口大臣

そういうことがありました。そこの関連で、要するに行政の連続性がここで途絶えている。そこに、その穴をどういうわけか、誰かが狙ったかという言葉は使いたくはないんですけども、そこにエアポケットが生まれて、そして、この合祀ということがかなり論じて、やられているのではないかという疑いです。

○出口晴三氏

それはこの膨大な資料の中にすべて出ております。具体的に。ずーっと打ち合わせをしながら、ある日突然ですね、トリッキーに話が展開をしましたり、具体的に出ております。やはり日本の国家が、姿がどうあるべきかということは、実はこの時代、GHQから日本が独立する時代の仕組みをよく検証しますと、実は特別会計のことも全部そこに絡んできます。ですから、冒頭大臣がおっしゃられた日本の姿という意味では、ある意味このことを起点にご議論いただくことが、あるべき姿の事実として見えてくるのではないかと。事実として。これは論争でもありません。事実ですから。そのことを、私的な文書ではこれはありませんので是非、ご検討いただきたいと。しかも申し上げたいのは、インターネットでオープンになっておりますから。いろいろな方の考え方がこれをもってこなれます。我々が問われた時に政府がですね、かの国が分かっている、日本国政府が分からないのは恥ずかしいことですから。そこだけがどうしても私は懸念をいたしております。

○原口大臣

ありがとうございます。大変貴重な・・・

○出口晴三氏

どうも失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○渡辺副大臣

それでは、これをもちまして・・・

○長谷川大臣政務官

ひとつ追加の報告をさせていただきたいと思います。資料の電子化が手違いで間に合いませんでしたので、紙で失礼をいたします。郵政事業の件ですが、貯金と保険の二つの事業の、これ会社が別になっておりますが、委託がなくなったときに、どのぐらいの赤字が出て、国家がどのぐらいの税金での補填をしなければいけないのか考えてみるというご示唆が大臣からかつてありましたので、その報告でございます。前提としまして平成21年度の決算データを使って、この金融2社の委託が無くなったときどうなるのかという試算をさせていただきました。それから、もう一つの前提としては、郵便局は無くさないということが今までの議論の前提になっておりますので、これはそのまま踏襲をいたしまして、簡易局も、それから小さな窓口の郵便局も全部残すということで計算をさせていただきましたところ、ケースが二つございますけれども、試算の結果非常に大きな赤字が出るということになりまして、郵便局の広さ、貯金、保険をやめたとすると、使わない面積が出てくるわけですが、それを考慮に入れないとした場合には、3,300億円の年間赤字が出ると。これは、郵便貯金の株を売り払って、地域貢献資金というものを作ることが現在の郵政民営化法上予定されておりますが、それを最大限使用した場合でも3,000億円の赤字は出るという想定になりました。

それから、ケースの2は、郵便局の中で貯金・保険で使っていた部分はもう使わないという前提で、費用の一部を落とすという計算をしましたところでも、2,900億円の赤字、地域貢献基金を使いまして2,700億円の赤字という大変大きな数字が出て参りました。ちなみに一番右の所にこれを郵便料金でまかなうと税金を投入しないとした場合には大変大きな20円程度の値上げをしなければならないという試算になっております。なおそれ以外に一番下の所に参考の所に書きましたが、これ赤字に転落いたしますので郵便事業会社が今払っている法人税240億円ほどでございますけれどもこれも消えて無くなるということこれま、前回ちょっと小川政務官の方からご指摘があったところでございますけれどもこれがさらにこの赤字に加わって非常に大きな国損が出てくるとこういう試算を致しております。いろいろ細かな前提をおくとまたいろいろ変わってくると思いますが、おおざっぱな事でございますがとりあえずの報告になります。

○原口大臣

ありがとうございました。今の分社化ありきの民営化法は十年後に金融二社の委託をなくすと、完全に売却と言うことである意味税の投入モデルなんですね。で、税の投入を3,300億プラスの241これだけやるか、もしくは郵便料金に添加するかしかもこれ今保険と貯金があつてシナジーが効いてこれですから、さらにひどい状況になるということを見ると、おそらく5,000億円近い毎年税もしくは郵便料金に対するその値上げの圧力の大きな試算になるというふうに思います。郵政の改革を考えるとその民営化すればいいんじゃないか、金融二社は手放せばいいんじゃないかという議論がありますけども、それは手放すという選択もあると思いますがその代わり国民の皆さんには約3,000億から5,000億の税をお願いするか、郵便料金でその分を添加する負担をしていただくというトレードオフの関係にある、ということがこの試算でわかったと思います。今5,000億近い増税をする郵便だけでですね、そういう余裕があるかどうか国民に伺っておきたいではもうそれやるべきだ言う人たちがまあ2005年の小泉郵政民営化論者だという、一方で私たちは五分社化したことによって中間部門がものすごく大きくなってですね、つまり腹ごての巨大な組織になったわけですね。非常に動きがまずいです。だからこれは中間部門小さければ小さいほど効率的ですから分社化をやめる、少し収めてそしてある程度経営の自由度をおいて金融二社による手数料をなお三事業一体でサービスを行うことによって、国民の金融社会権を保証していこうというのが私たちの案です。いい試算をしていただいたと思います。

○渡辺副大臣

はい、よろしいでしょうか。はい、それでは三役会議をこれもちまして、閉じさせていただきます。

終了